

食安輸発0412第1号
平成23年4月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について
(中国産きくらげのクロルピリホス)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成23年4月6日付け食安輸発0406第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時の検査において、中国産乾燥黒きくらげから基準値を超えるクロルピリホスを検出したことから、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1の中国産きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)にクロルピリホスの項目を追加し、下記のとおりとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ビフェントリン <u>クロルピリホス</u>	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるビフェントリン及び基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。